資料１　　**数値目標一覧**

施策の柱			数値目標名 （出典、調査機関等）	基準値	目標値
第１　結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現	1		**「キャリア・パスポート」を活用して指導した学校の割合**（県教育委員会教育政策課「学校対象調査」）	―	100% （毎年度）
			「しずおかジョブステーション」登録者の進路決定率（労働雇用政策課調査）	42.2% （H30 年度）	42.2% （毎年度）
			結婚支援施策に取り組む市町数 （こども未来課調査）	26 市町 （H30 年度）	全市町
		(1)	**インターンシップを実施した高等学校の割合** （文部科学省「インターンシップの実施状況等調査」）	84.0% （H30 年度）	100% （毎年度）
		(2)	**静岡Ｕ・Ｉターン就職サポートセンター利用者の県内企業内定者数（学生）**（労働雇用政策課調査）	164 人 （R3 年度）	247 人
			静岡Ｕ・Ｉターン就職サポートセンター利用者の県内企業内定者数（社会人）（労働雇用政策課調査）	91 人 （R３年度）	90 人 （毎年度）
		(3)	**ふじのくに出会いサポートセンターにおける会員登録者数**（こども未来課調査）	―	2,250 人
			ふじのくに出会いサポートセンターにおける成婚件数（こども未来課調査）	―	45 件
	2		**産後、助産師からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合**（こども家庭課調査）	91.4% （R１年度）	100%
			４歳以下の乳幼児 10 万人当たりの死亡数 （厚生労働省「人口動態統計」）	48.5 人 （H30 年）	45 人以下 （毎年度）
		(1)	**医療従事者向け母子保健研修受講者数** （こども家庭課調査）	399 人 （R2 年度）	400 人 （毎年度）
		(2)	**母体救命講習会の受講者数** （地域医療課調査）	累計 332 人 （R２年度）	累計 474 人 （R５年度）
			産婦健康診査受診率 （こども家庭課調査）	83.6% （R２年度）	100%
			新生児聴覚スクリーニング検査受検率 （こども家庭課調査）	96.4% （R２年度）	100% （毎年度）
		(3)	**栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合**（県教育委員会「朝食摂取状況調査」）	幼児 38.1% 小6 50.5% 中2 46.2% 高2 44.7% （R1 年度）	幼児 50%　小6 55% 中2 50%　高2 50%
第２　安心して子どもを育てることのできる社会の実現	1		**男性の育児休業取得率** （労働雇用政策課「雇用管理状況調査」）	9.2% （R２年度）	25.8%
			固定的性別役割分担意識にとらわれない男性の割合 （男女共同参画課「男女共同参画に関する県民意識調査」）	66.9% （R３年度）	75%
		(1)	**静岡県次世代育成支援企業認証の認証企業数** （こども未来課調査）	128 社 （R３年度）	228 社
			子育てに優しい職場環境づくりの講座参加者数 （こども未来課調査）	230 人 （H30 年度）	400 人 （毎年度）
			仕事と子育て（介護）の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合（労働雇用政策課調査）	90.0% （R1 年度）	95% （毎年度）
			次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数（厚生労働省発表）	1,987 社 （H30 年度）	2,600 社
		(2)	**子育てに優しい職場環境づくりの講座参加者数（再掲）**（こども未来課調査）	230 人 （H30 年度）	400 人 （毎年度）

※網掛け：「成果指標」、それ以外：「活動指標」

施策の柱			数値目標名 （出典、調査機関等）	基準値	目標値
第２　安心して子どもを育てることのできる社会の実現	2		**ふじさんっこ応援隊参加団体数** （こども未来課調査）	1,591 団体 (H30 年度)	5,500 団体
		(1)	**ふじさんっこ応援キャンペーンの子育て応援イベント実施団体数**（こども未来課調査）	37 団体 (R1 年度)	100 団体
			しずおか子育て優待カード事業協賛店舗数 （こども未来課調査）	7,041 店舗 (R１年度)	8,200 店舗
		(2)	**少子化対策や子育て支援策についての市町との意見交換回数**（こども未来課調査）	42 回 (R３年度)	50 回 (毎年度)
			子育て未来マイスターが在籍している地域子育て支援拠点の割合（こども未来課調査）	45.7% (R１年度)	100%
	3		**保育所等待機児童数** （厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」）	212 人 (H30 年度)	0 人 (毎年度)
			放課後児童クラブ待機児童数 （厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」）	1,108 人 (H30 年度)	0 人
		(1)	**公的保育サービス受入児童数** （こども未来課調査）	―	72,795 人
			認定こども園の設置数 （こども未来課調査）	307 箇所 (R２年度)	354 箇所
			放課後児童クラブ受入児童数 （厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」）	32,648 人 (R１年度)	41,401 人
		(2)	**しずおか保育士・保育所支援センターによる就職率** （こども未来課調査）	8.4% (R2 年度)	11.28%
			キャリアアップの仕組を導入している民間保育所・認定こども園の割合（こども未来課調査）	93.6% (R2 年度)	98.7%
			保育士等キャリアアップ研修修了者延べ人数 （こども未来課調査）	累計 2,811 人 (H30 年度まで)	累計 21,000 人
			全クラスに放課後児童支援員を２人以上配置している放課後児童クラブの割合 （厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査）	70.3% (R１年度)	100%
			延長保育実施箇所数 （厚生労働省「延長保育等の実施状況調査」）	658 箇所 (H30 年度)	750 箇所
	4		**幼児教育アドバイザー等配置市町数** （教育委員会調査）	30 市町 (R３年度)	34 市町
			全国規模の学力調査（国・数・理・英）で全国平均を上回る科目の割合 **（注）理科及び英語（中のみ）は３年に１回** （文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	小　0％　中 100% (R３年度)	100% (毎年度)
		(1)	**教育活動の円滑な接続に向けて小学校と連携を実施した幼稚園等の割合** （教育委員会教育政策課「学校対象調査」）	100% (H30 年度)	100% (毎年度)

施策の柱			数値目標名 （出典、調査機関等）	基準値	目標値
第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現		(2)	**学校の授業以外で１日当たり１時間以上勉強している児童生徒の割合**（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	小 66.5%　中 79.2% (R３年度)	小 73.1% 中 79.8%
			特色化教育実施校比率（私立高） （私学振興課調査）	―	100%
		(3)	**小中学校における地域学校協働本部の整備率** （教育委員会社会教育課調査）	63% (R２年度)	80%
	5		**地域で行われた防災訓練への児童生徒参加率** （教育委員会健康体育課「学校防災に関する実態調査」）	―	93%
			防犯まちづくり講座受講者数 （くらし交通安全課調査）	197 人 (R２年度)	210 人 (毎年度)
		(1)	**防犯まちづくりニュース発行回数** （くらし交通安全課調査）	24 回 (R２年度)	24 回 (毎年度)
			子どもの防犯教室を実施している小学校数 （くらし交通安全課調査）	507 校 (R１年度見込み)	全校
			交通事故犠牲者のパネル展示会等の開催回数 （くらし交通安全課調査）	12 回 (H30 年度)	12 回 (毎年度)
		(2)	**通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率（箇所数）**（道路整備課調査）	77.2% (265 箇所) (R２年度)	95% (327 箇所) (R６年度)
第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現	1		**虐待による死亡児童数** （こども家庭課調査）	0 人 (R２年度)	0 人 (毎年度)
			児童養護施設等の児童の大学等進学率 （厚生労働省調査「社会的養護の現況に関する調査」）	50.0% (H30 年度)	73.8%
			ひとり親サポートセンターによる就職率 （こども家庭課調査）	39.8% (R2 年度)	55%
			外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合（教育委員会教育政策課「学校対象調査」）	小 90.6%　中 91.3% 高 89.5%　特 100% (R２年度)	100% （毎年度）
		(1)	**児童虐待防止の普及啓発活動参加者数** （こども家庭課調査）	平均 392 人 (H26～R１年度) (R１年度 500 人)	400 人 (毎年度)
			子ども家庭総合支援拠点設置市町数 （こども家庭課調査）	10 市町 (R１年度)	全市町
		(2)	**施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業利用者数** （こども家庭課調査）	14 人 (H30 年度)	22 人
			里親登録者数 （こども家庭課調査）	347 組 (R２年度)	376 組
		(3)	**ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数** （こども家庭課調査）	604 件 (H30 年度)	850 件

施策の柱			数値目標名 （出典、調査機関等）	基準値	目標値
第３　すべての子どもが大切にされる社会の実現		(4)	**就学状況等調査・就学案内実施市町数** （文部科学省・教育委員会義務教育課・多文化共生課調査）	全市町 (H30 年度)	全市町 (毎年度)
	2		**生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率** （厚生労働省「就労支援等の状況調査」）	88.5% (R２年度)	92.3%
			子どもの居場所の数 （地域福祉課・こども家庭課・教育委員会社会教育課調査）	377 箇所 (R２年度)	502 箇所
			ひとり親サポートセンターによる就職率（再掲） （こども家庭課調査）	39.8% (R２年度)	55%
			養育費の取決めをした人の割合 （法務局調査）	65.8% (R２年度)	70%
		(1)	**スクールソーシャルワーカー配置人数** （教育委員会義務教育課調査）	45 人 (R３年度)	57 人
			生活困窮世帯等の学習支援事業参加者数 （地域福祉課調査）	896 人 (R２年度)	900 人 (毎年度)
		(2)	**子どもの居場所づくりセミナー参加者数** （こども家庭課調査）	70 人 (R２年度)	150 人 (毎年度)
		(3)	**ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数（再掲）**（こども家庭課調査）	604 件 (H30 年度)	850 件
		(4)	**養育費等に関する相談の利用者数** （こども家庭課調査）	121 人 (H30 年度)	140 人 (毎年度)
	3		**特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成している人数の割合** （文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」）	幼 93.6%　小 90.3% 中 89.1%　高 49.6% (H30 年度)	100%
		(1)	**重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数** （障害福祉課調査）	累計 544 人 (H26～30 年度)	累計 625 人 (R2～6 年度)
			発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数 （障害福祉課調査）	―	累計 1,921 人 (R2～6 年度)
		(2)	**特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合** （教育委員会教育政策課「学校対象調査」）	小 97.8% 中 93.5% 高 83.6% (H30 年度)	100%
			居住地域の小・中学校等との交流を行った特別支援学校の児童生徒数（教育委員会特別支援教育課調査）	690 人 (R２年度)	1,338 人
			特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数 （教育委員会特別支援教育課調査）	1,648 箇所 (R２年度)	1,930 箇所 (毎年度)

資料２

少子化をめぐる状況

(1) 出生数と合計特殊出生率

本県の出生数は、第１次ベビーブームの昭和 23 年頃には約８万人、第２次ベビーブームの昭和 48 年頃には約６万人でしたが、平成 30 年には、25,192 人となっています。

また、合計特殊出生率は、平成 15 年、16 年に過去最低の 1.37 まで落ち込みましたが、それ以降は緩やかな上昇傾向を示しており、平成 30 年は 1.50 となっています。

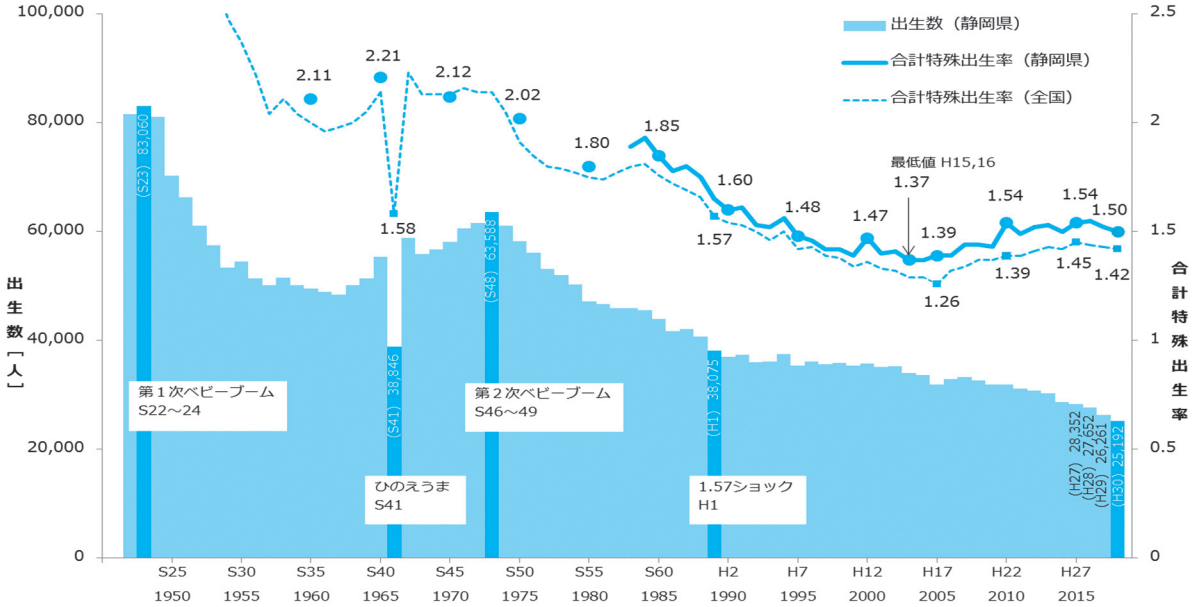


図 2.1　出生数及び合計特殊出生率の年次推移

(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

(2) 静岡県の人口

本県の社会移動（地域間の移動）を見ると、25 年前の平成 6 年は 1,819 人の転入超過であったのに対し、令和元年は 7,398人の転出超過となっています。

特に、平成 25 年以降の人口流出が顕著で、転出超過が毎年 5,000 人以上に拡大しており、その中でも若い女性の転出割合が高くなっています。

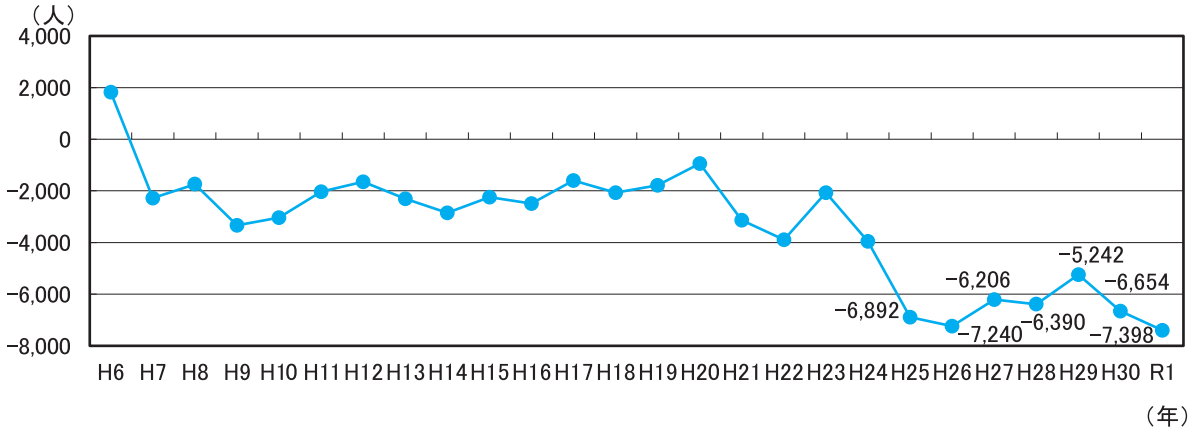


図 2.2　静岡県の社会増減の推移

(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

(3) 婚姻と出産

平均初婚年齢の推移をみると、男女ともに年々上昇していますが、平成 30 年において、男性では 31.0 歳、女性では 29.1 歳となり、平成 27 年とほぼ同じ水準となっています。また、全国と比較しても、ほぼ同じ水準で推移しています。

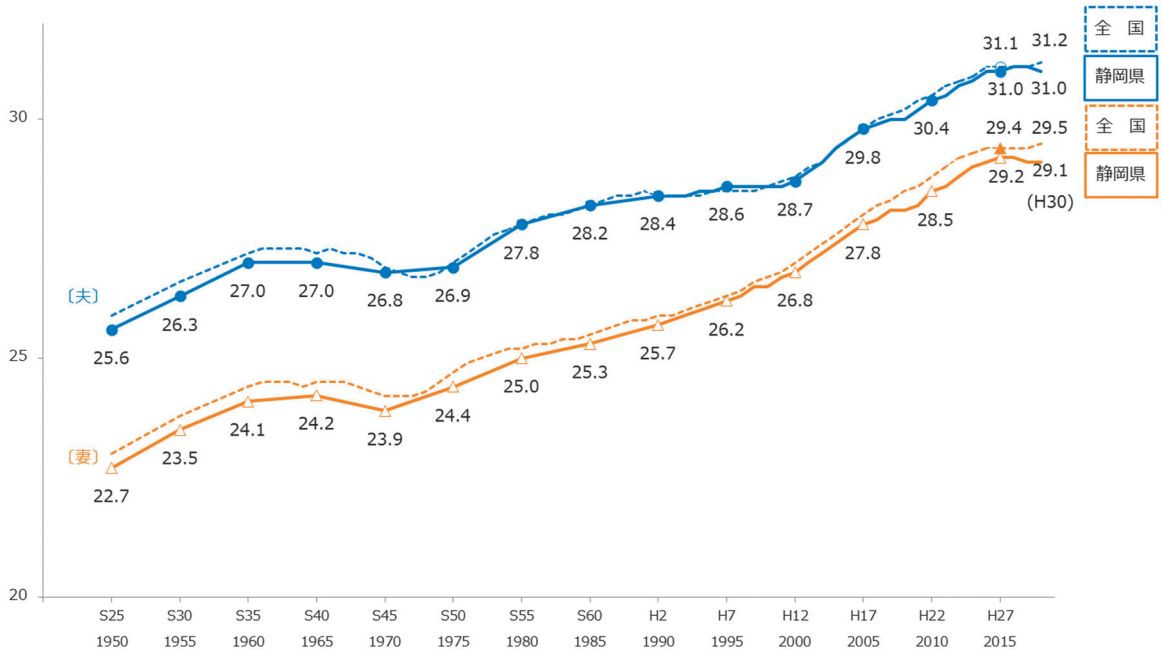


図 2.3　平均初婚年齢の年次推移
(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

本県の母親の平均出生時年齢の年次推移をみると、平均初婚年齢が上昇するにつれて、第 1 子、第 2 子の出産時年齢も上昇傾向でありますが、第 3 子については、ほとんど変化していません。また、第 1 子の平均出産年齢は、平成 10 年には、27.7 歳であったものが、約 20 年の間で、約 3 歳上昇し、平成 24 年には、初めて 30 歳代となっています。

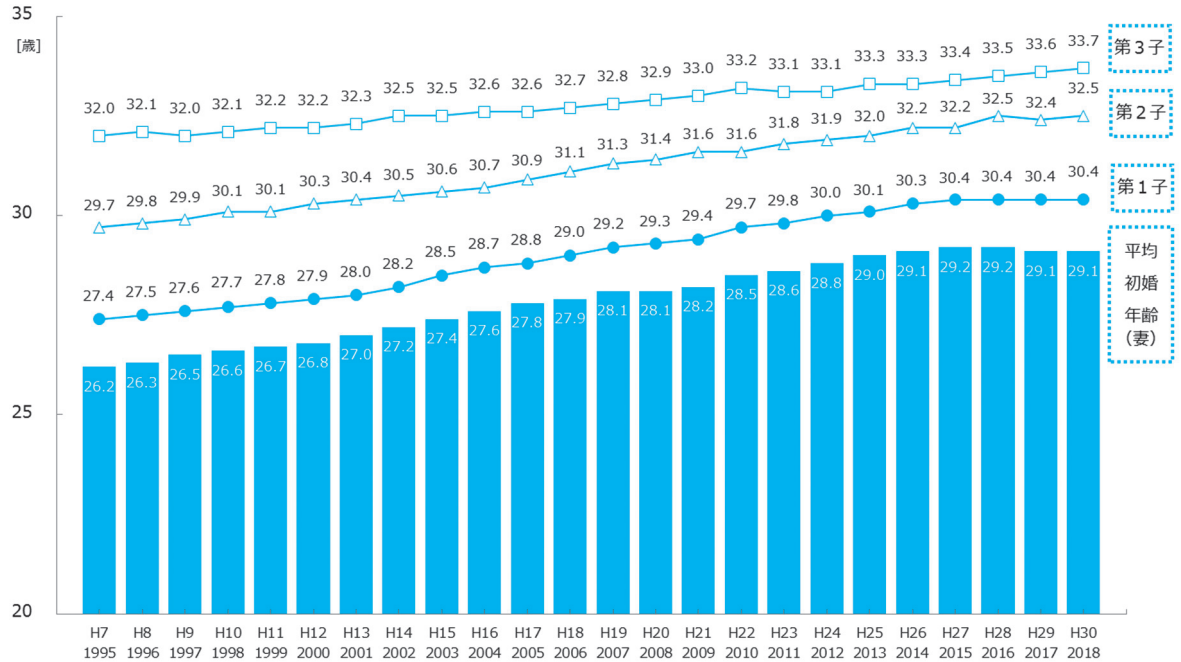


図 2.4　静岡県における平均初婚年齢（妻）と母親の平均出生時年齢の年次推移
(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

50 歳時未婚率は、近年、急激に上昇しており、平成 27 年において、男性は 24.1%、女性は 12.5%となっています。全国と比較すると、男性はほぼ全国と同様の水準、女性は全国よりも低い水準で、同様の動きを示しています。

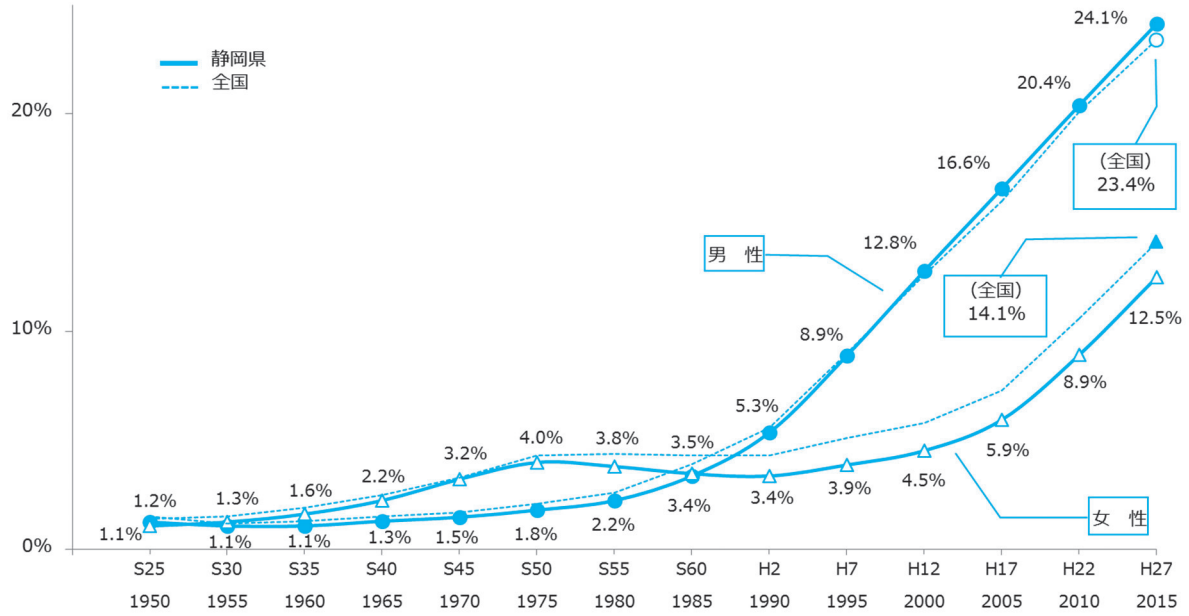


図 2.5　50 歳時未婚率の推移
（出典：総務省「国勢調査」）

20～34 歳の独身者のうち結婚したいと考えているのは、男性では 73.3%、女性では 83.4%でした。経年変化をみると、結婚する意思をもつ人は男女ともに減少傾向にあり、平成 26 年度と比べて男性は 8.3 ポイント、女性は 3.6 ポイント減少しています。

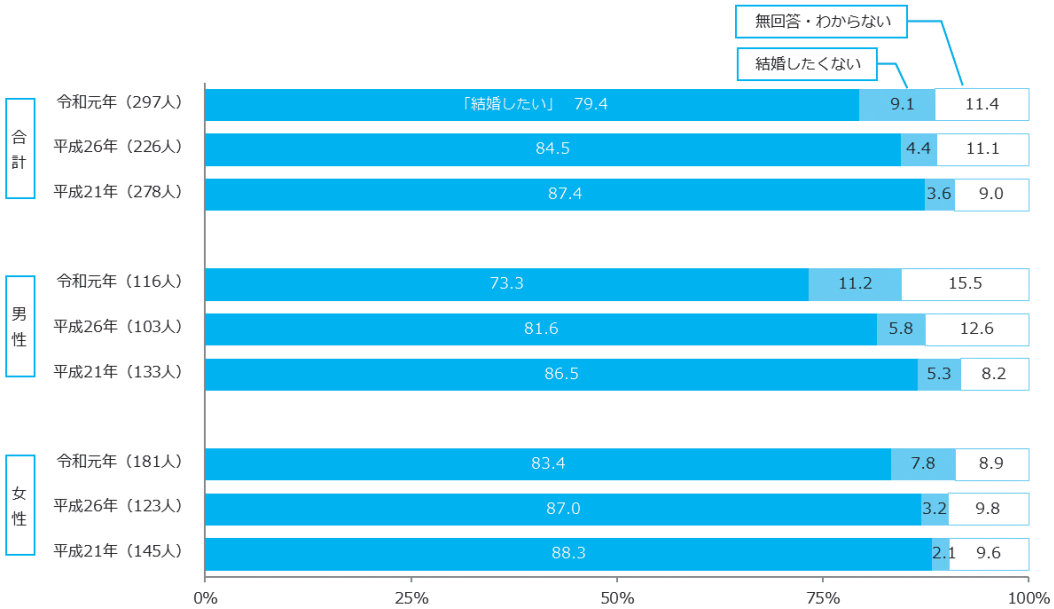


図 2.6　結婚する意思
(出典：県こども未来課「少子化対策に関する県民意識調査」)

(4) 平均理想子ども数と平均予定子ども数

既婚者にとっての理想的な子どもの数の平均（平均理想子ども数）は、2.43 人となり、平成 26 年の 2.43 人と同じ結果でした。

また、既婚者にとっての実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）は、2.07 人となり、平成 26 年の 2.01 人と比べわずかに増加しました。

さらに、理想子ども数の人数の内訳をみると、「１人」、「３人」、「４人以上」としている割合は増加し、「２人」は減少しました。平成 26 年には「２人」としている割合が最も高く、今回の調査でも「２人」の 46.6%が最多となりました。

予定子ども数は「２人」が最も多く、52.5%となりました。平成 16 年以降、「２人」とする人の割合が過半数を占めています。

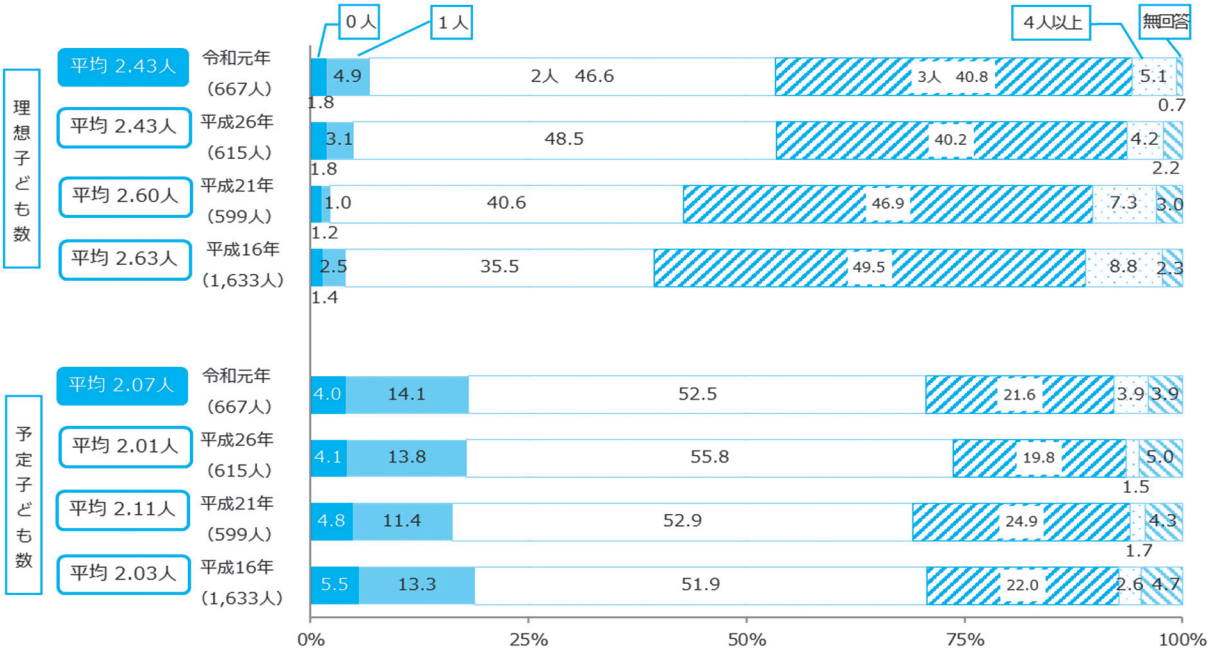


図 2.7　理想子ども数及び予定子ども数

(出典：県こども未来課「少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は既婚者のみ。平均の理想・予定子ども数は「４人以上」を「４人」とみなして計算した。

予定子ども数が理想子ども数を下回っているのは、既婚者（667人）のうち34.3%(229人)であり、３人に１人の割合で理想の子ども数を諦めていることになります。その理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、20～34歳で70.6%、35～49歳で48.4%となっています。

次いで20～34歳では「自分の仕事に差し支えるから」が44.1%、35～49歳では「子どもを生み育てるには、自分又は配偶者の年齢が高いから」が32.3%と続いています。

ただし、「お金がかかりすぎる」との考えは、20～34 歳、35～49 歳のどちらにおいても、平成 26 年より減少しています。

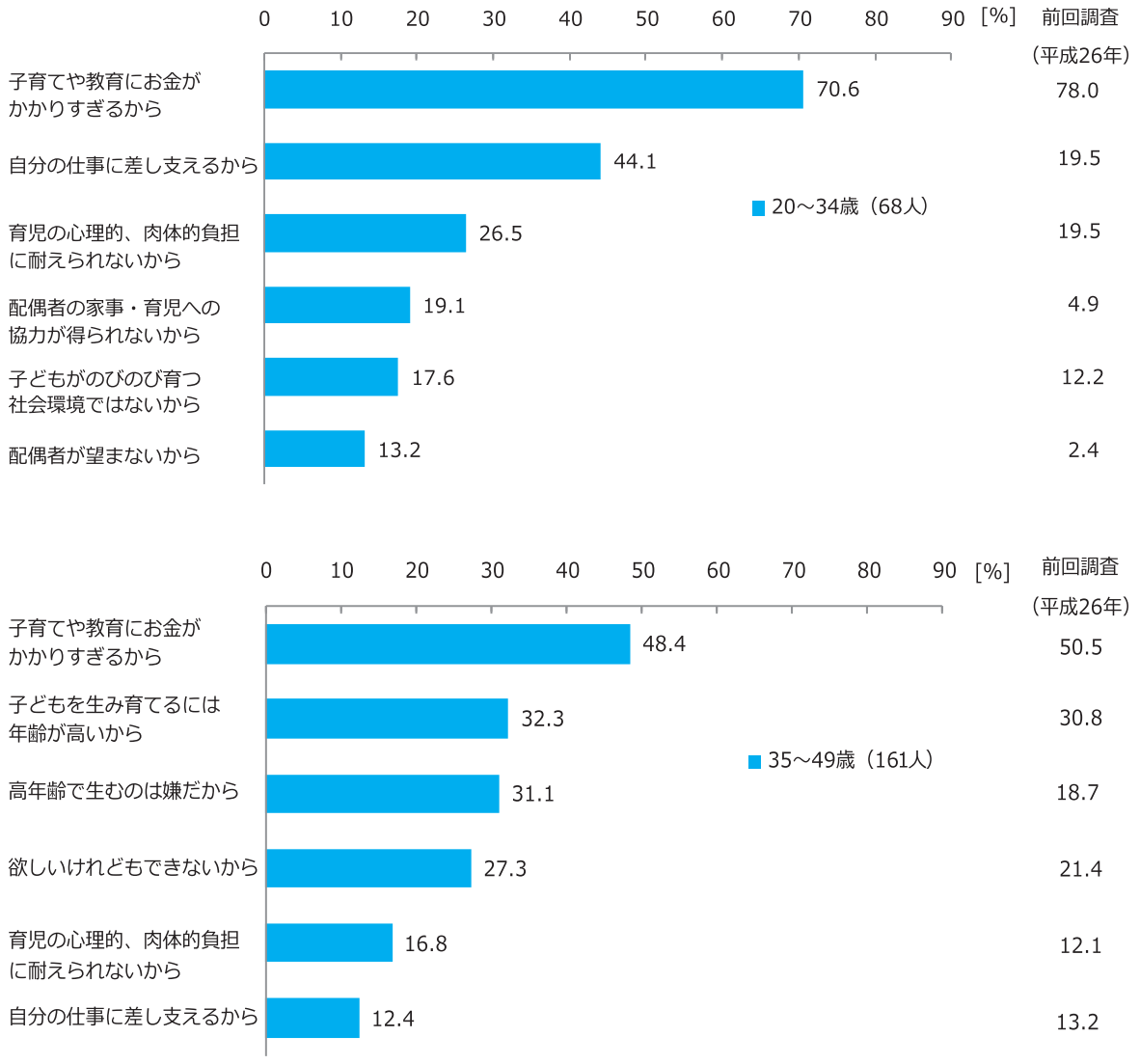


図 2.8　理想より実際に持つつもりの子どもの数が少ない理由

(出典：県こども未来課「少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は、予定子ども数が理想子ども数を下回る人とする。

子どもと家庭を取り巻く環境

(5) 女性の就労状況

本県の労働力率を年齢階層別にみると、結婚出産期に当たる 30 歳代前半で女性の労働力率が一旦低下しており、離職する女性が多いことが示されています。また、30 代後半以降の世代では全国平均を上回っています。

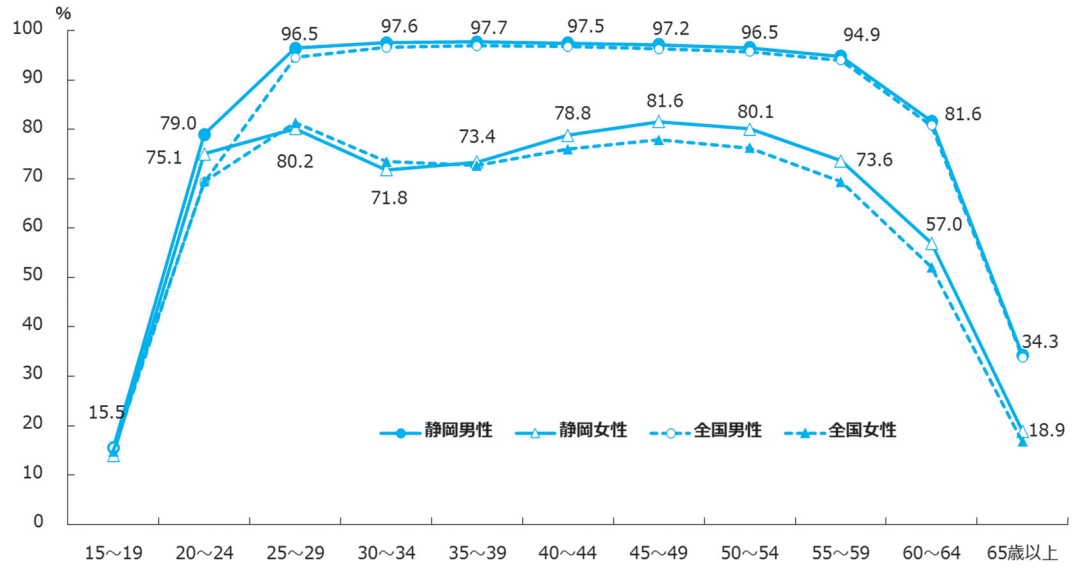


図 2.9　女性の年齢階級別労働力率の推移
（出典：総務省「国勢調査」）
※労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全就業率）の割合

(6) 仕事と生活の調和

仕事、家事、育児の時間では、すべての項目で男女差がありますが、特に家事時間に大きな違いがあります。共働き世帯が増加する中、全国的にも女性の仕事時間が増加し、家事時間が減少傾向にありますが、依然として男女間で大きく乖離しています。

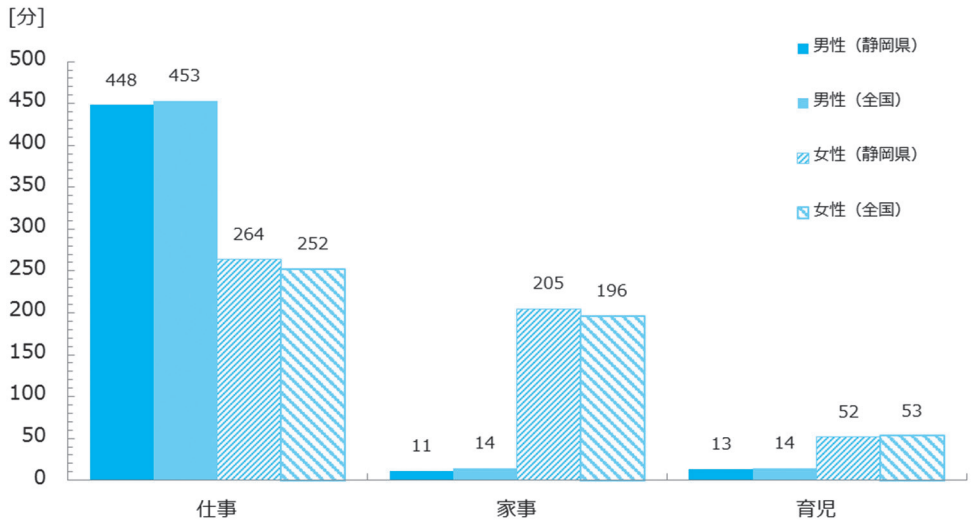


図 2.10　子どもがいる共働き世帯の１日あたりの家事、育児、仕事時間
（出典：総務省「社会生活基本調査」）

「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識では、反対派は、男性 59.1%に対し、女性 67.4%と、男性よりも、女性の方が、反対派が多く、賛成派が少ない結果となっています。

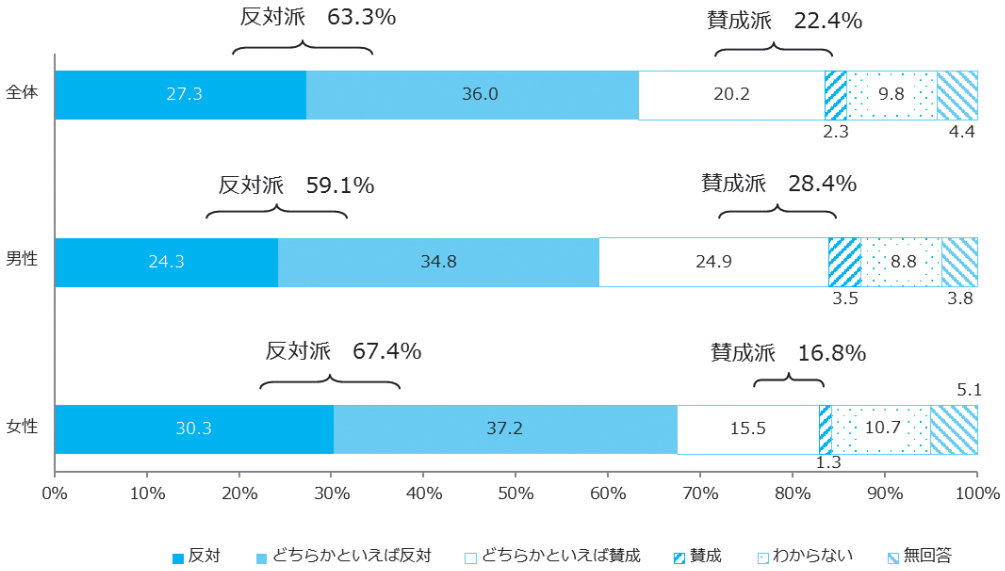


図 2.11　「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識
(出典：県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」)

育児休業取得率は、男女とも、増加傾向にあるものの、平成 30 年度には、女性の取得率が 96.0%であるのに対して、男性は 8.7%と低い状況です。

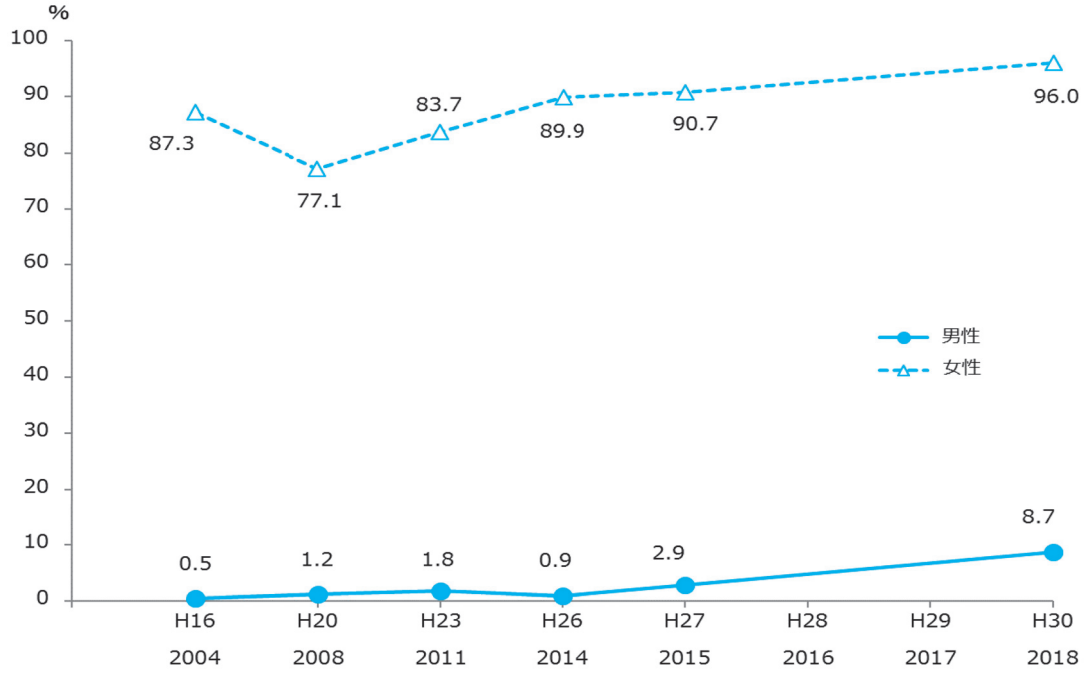


図 2.12　育児休業取得率の推移
（出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」、県労働政策課調べ）
※H28・H29 は調査未実施のためデータなし

男性が育児休業を取得することについて、取ったほうがよいと考える人の割合は、男性・女性ともに７割を超えています。

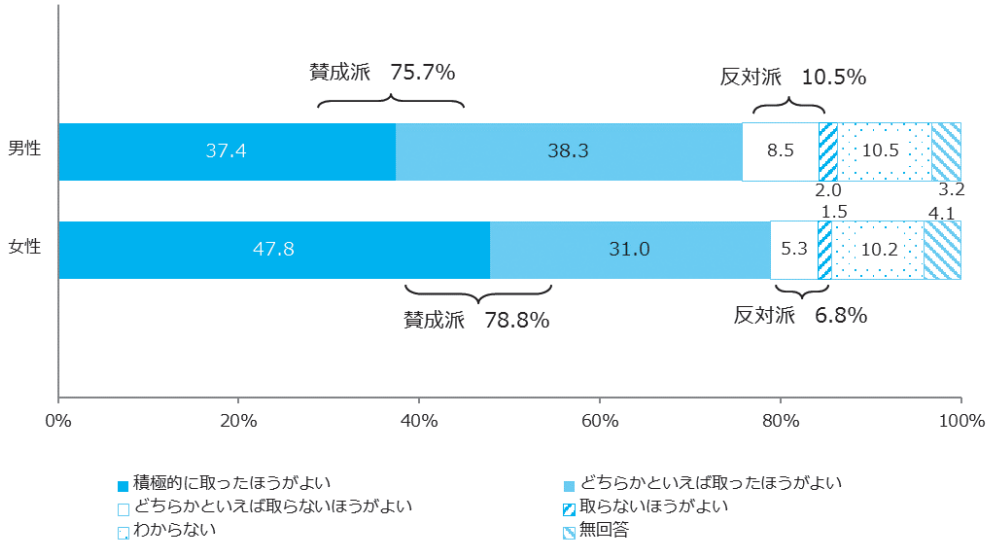


図 2.13　男性が育児休業を取得することについて
(出典：県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」)

(7) 待機児童の発生

子ども・子育て支援制度が施行された平成 27 年をピークに、保育所等利用待機児童数は減少傾向となっています。また、待機児童のうち、３歳未満児の割合は、毎年９割を越え、高い状況が続いています。（図 2.14）

また、放課後児童クラブは、共働き世帯の増加などにより需要が高まり、登録児童数が増えていますが、定員の拡大や職員の確保が追いつかないこと、定員に余裕があっても希望する学区の受入枠と合わないことにより、近年の待機児童数は横ばいの状況であり、解消されていません。（図２.15）

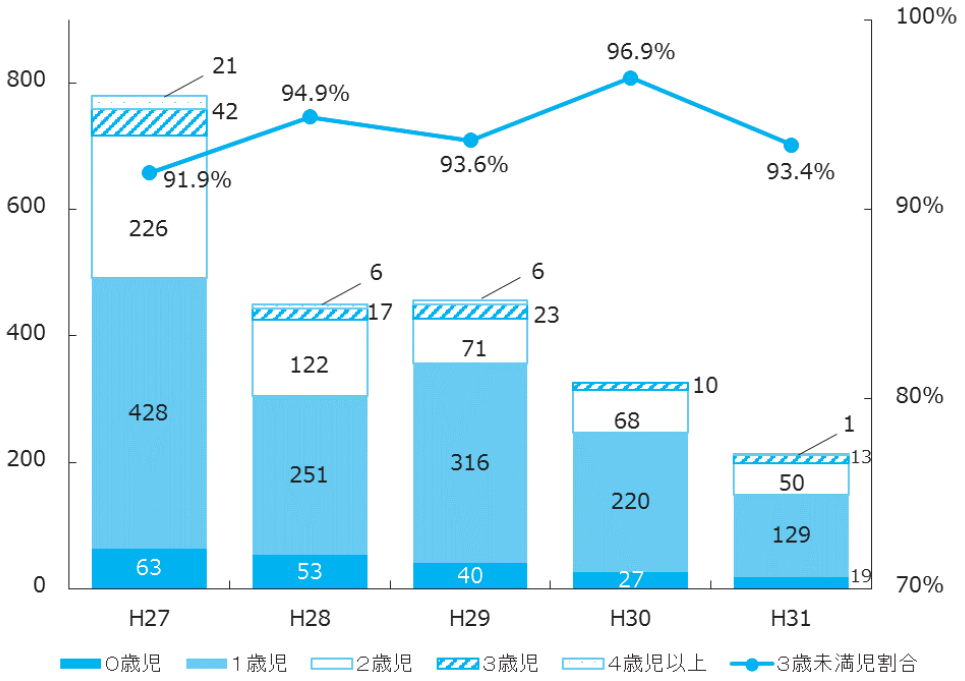


図 2.14　静岡県における認可保育所等利用待機児童数

（静岡県こども未来課調べ）※各年４月１日時点

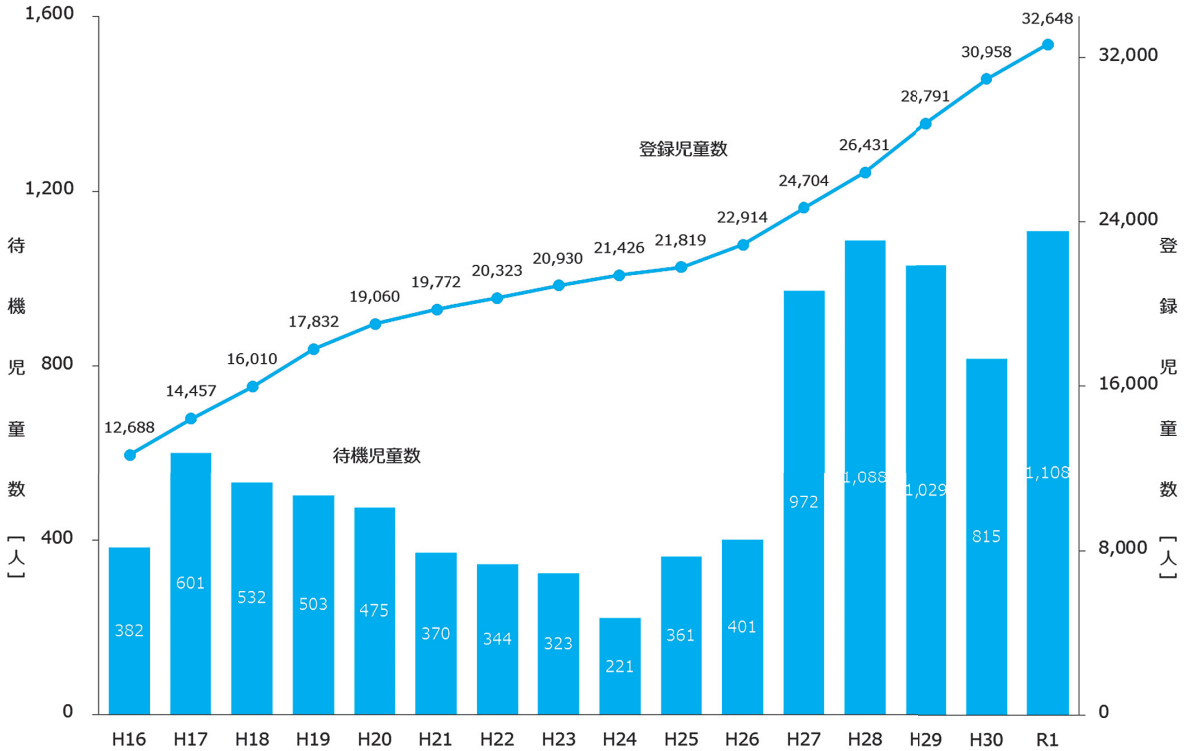


図 2.15　静岡県における放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数の年次推移

(出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」、各市町回答)　※各年５月１日時点

(8) 特別な支援を必要とする子ども

子育てをめぐる状況は厳しく、悩みを抱えながら子育てを行っている人々がおり、社会環境がめまぐるしく変化していく中で、児童虐待の発生件数は年々増加しています。

児童相談所における児童虐待相談件数の推移をみると、本県では、平成２年度にはわずか 26 件であったものが、毎年急激な増加を続け、平成 30 年度には、2,911 件となりました。

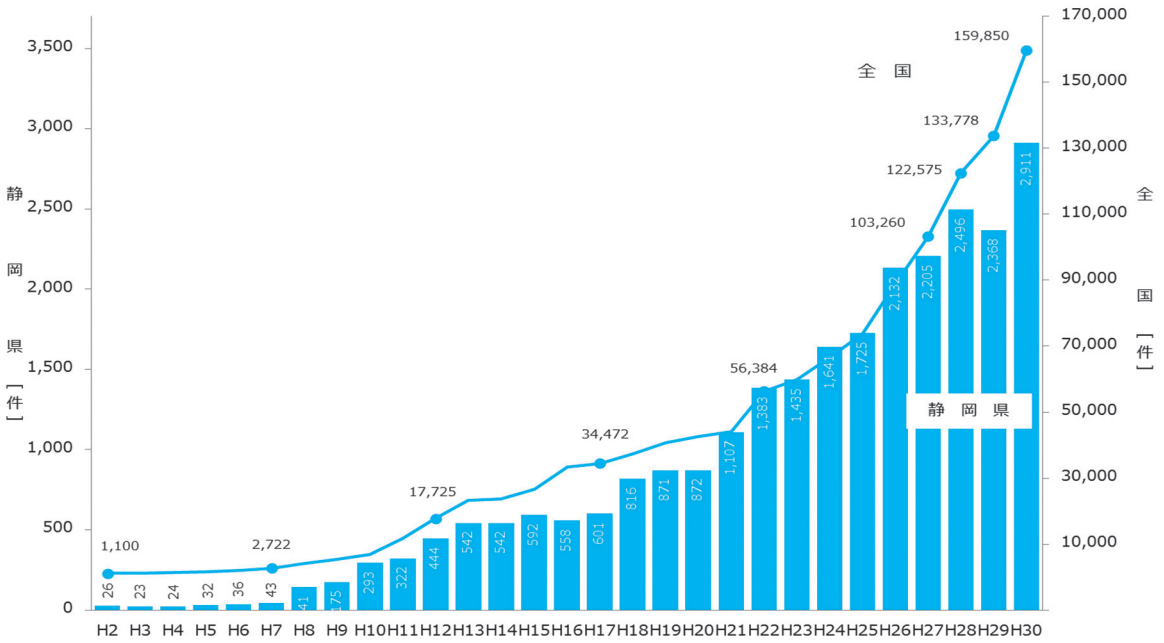


図 2.16　児童相談所における児童虐待相談件数の推移

（静岡県こども家庭課調べ）

全国の子どもの貧困率は 13.9%となり、過去最悪だった前回の調査から 2.4 ポイント改善しましたが、依然として約７人に１人の子どもが貧困状態にあるとされています。

また、ひとり親世帯の貧困率も 50.8%となり、前回よりも改善が見られましたが、約２人に１人が貧困状態という厳しい状況にあります。

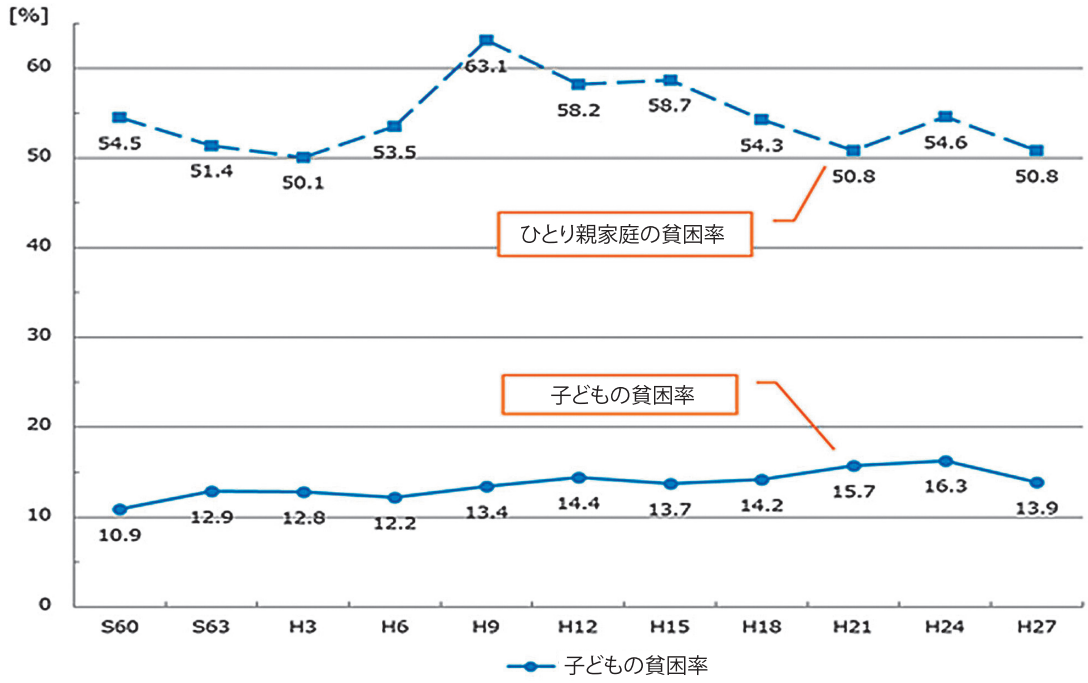


図 2.17　子どもの貧困の状況

(出典：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」

資料４

「少子化対策に関する県民意識調査」の概要

１ 調査の目的

「第２期ふじさんっこ応援プラン」の策定にあたり、少子化対策を進める上での基礎資料として、県民の子育てや結婚などについての意識を把握するために実施したもの。

２ 調査の設計

(1) 調 査 地 域　　静岡県全域
(2) 調査対象者　　静岡県内在住の 20 歳から 44 歳までの男女
(3) 対　象　数　　3,000 人
(4) 抽 出 方 法　　全市町の選挙人名簿から無作為抽出
(5) 調 査 方 法　　郵送配布・回収（郵送調査法）
(6) 調 査 期 間　　令和元年７月１日～７月 24 日
(7) 回収数(率)　　1,094 票（36.5%）

３ 調査の事項

(1) 子育てについて
　子育てに対する意識（不安感・負担感）、重視する子育て支援施策　等

(2) 少子化問題について
　少子化が社会に与える影響

(3) 仕事と子育ての両立について
　育児休業の取得、仕事を辞めた（継続した）理由、職場に求める出産・子育て支援策

(4) 婚姻状況について
　結婚希望の有無、結婚・独身生活の良い点

(5) 子どもについて
　子ども数（理想、予定、希望）、子どもを持つ（持てない）理由　等

４ 調査の結果

静岡県ホームページに掲載
http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/ishiki.html

資料５

「静岡県子どもの生活アンケート」の概要

１ 調査の目的

「第２期ふじさんっこ応援プラン」の策定にあたり、子どもの貧困対策を進める上での基礎資料として、県内の貧困の状況にある子どもや家庭の実態を把握するために実施したもの。

２ 調査の設計

(1) 調 査 地 域　　静岡県全域

(2) 調査対象者　　静岡県内の小学生（5 年生）及び中学生（2 年生）並びにその保護者

(3) 対　象　数　　10,000 人

(4) 抽 出 方 法　　静岡市・浜松市：住民基本台帳から無作為抽出

上記以外の市町：調査対象とする小中学校を無作為に選定し調査対象者を抽出

(5) 調 査 方 法　　静岡市・浜松市：郵送配布・回収（郵送調査法）

上記以外の市町：学校配布・学校回収

(6) 調 査 期 間　　令和元年７月 10 日～８月 31 日

(7) 回収数(率)　　子ども票 3,389 件（67.8%）保護者票 3,385 件（67.7%）

３ 調査の事項

<子ども票>

(1) 健康のことについて

健康状態、身長・体重、就寝時刻、歯みがきや入浴の頻度、虫歯の状況、病気の際の対応

(2) ふだんの生活のことについて

朝食の摂取頻度、食事を一緒に食べる人、放課後の過ごし方、所有物、地域との関わり　等

(3) 学校や勉強のことについて

学校生活での楽しみ、勉強の理解度、将来の進学希望

(4) ふだん感じていること

自己肯定感、悩み事や相談相手の有無、いじめや不登校の経験、各種支援施策の利用意向

<保護者票>

(1) ご家族について

世帯の状況（世帯構成・人数等）、保護者の状況（健康状態・就労状況・最終学歴）　等

(2) 世帯の経済的な状況について

世帯の手取り収入、暮らしの状況

(3) お子さまとの関わり、習慣について

子どもの基本的な生活・学習習慣、習い事の状況、保護者が希望する子どもの進学先

(4) 子どもを取り巻く環境・子育ての悩みについて

子どもへの機会等の提供、経済的困窮の経験、悩み事や相談相手の有無

(5) 各種支援・サービスについて

公的な支援制度の利用状況や情報の入手方法、各種支援施策の利用意向　等

４ 調査の結果

静岡県ホームページに掲載

http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/kokatei/index.html

資料６

「地域子ども・子育て支援事業」の概要

「地域子ども・子育て支援事業」として法定されている 13 の事業

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

資料７　　**第２期ふじさんっこ応援プランに掲げる施策とＳＤＧｓの関係**

持続可能な社会の実現を目指し、2015 年９月に国連で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」では、2030 年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される 17 の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。

ＳＤＧｓの 17 の目標

① あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
② 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
④ すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
⑤ ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
⑥ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
⑦ すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する
⑨ レジリエント（強靭）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
⑩ 国内と国家間の不平等を是正する
⑪ 包摂的、安全、レジリエント（強靭）で持続可能な都市と人間居住を実現する
⑫ 持続可能な生産消費形態を確保する
⑬ 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
⑭ 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
⑮ 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する
⑯ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
⑰ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



次世代育成支援対策推進法（抄）

（平成 15 年７月 16 日、法律第 120 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条　次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条　国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章　行動計画

（都道府県行動計画）

第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

２　都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三　次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

３　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

４　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

５　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

６　都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

７　都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

８　都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都

道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第三章　次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条　地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

２　前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

３　前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

子ども・子育て支援法（抄）

（平成 24 年８月 22 日、法律第 65 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三　子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

２　都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

３　国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条　国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条　この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

２　この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条　この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

２　この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規

定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3　この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4　この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5　この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6　この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7　この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8　この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9　この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10　この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一　認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）

二　幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）

三　特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）

四　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ　認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ　認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの

ハ　第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの

五　認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ　認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校　当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ　認定こども園（保育所等であるものに限る。）　イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）

七　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八　児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第四章　地域子ども・子育て支援事業

第五十九条　市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二　教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三　教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ　当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ　当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

四　特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

五　児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

六　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

七　児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

八　児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

九　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

十　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

十二　児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

十三　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第五十九条の二　政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2　全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第五章　子ども・子育て支援事業計画

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようと

する教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
二　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
三　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
四　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
五　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
六　前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
一　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
二　教育・保育情報の公表に関する事項
三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第七章　子ども・子育て会議等

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条　市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
一　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
二　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
三　市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
四　当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2　前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4　都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
一　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
二　当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）

（平成 25 年 6 月 26 日、法律第 64 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2　子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3　子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4　子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条　国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

第二章　基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条　政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2　大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二　子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三　教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四　子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五　子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3　内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6　第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第九条　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

資料 11　静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会　子ども・子育て支援部会関係

静岡県社会福祉審議会条例

（平成 12 年条例第 10 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第７条第１項に規定する静岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第２条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務を行う委員）

第３条　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（調査審議事項等の特例）

第５条　審議会は、法第 12 条第１項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

２　審議会は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第４項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理する。

３　審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づき、同条に規定する事項を調査審議する。

（専門分科会）

第６条　審議会に、法第 11 条第２項に規定する専門分科会を置く。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（雑則）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

（静岡県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止）

２　静岡県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和 62 年静岡県条例第９号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）による改正前の社会福祉事業法第６条第２項に規定する静岡県社会福祉審議会（以下「旧審議会」という。）の委員又は臨時委員である者は、それぞれ第１条に規定する静岡県社会福祉審議会（以下「新審議会」という。）の委員又は臨時委員として任命されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員としての任期は、旧審議会の委員として任命された日から起算する。

附　則（平成 12 年７月 25 日条例第 54 号）

（施行期日）

この条例は、平成 12 年７月 25 日から施行する。

附　則

この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。

附　則

１　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の第５条第３項の規定の例により調査審議することができる。

静岡県社会福祉審議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第７条第１項に基づき設置された静岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、静岡県社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第 10 号）第８条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は、委員３０人以内で組織する。

（臨時委員の任期）

第２条の２　臨時委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（副委員長）

第２条の３　審議会に委員長が指名する副委員長１人を置く。

２　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

（専門分科会）

第３条　審議会に次の専門分科会を置く。

名称	所掌事項
障害者福祉専門分科会	心身障害（児）者の福祉に関する事項
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童及び母子家庭等の福祉に関する事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項

２　審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

３　審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

４　専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

５　専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

６　審議会は、児童福祉に関する事項のうち、里親及び保護受託者の登録の認定に関して意見を求められたときは、児童福祉専門分科会の意見をもって審議会の意見とする。

（審査部会）

第４条　審議会は、次の各号について諮問を受け又は意見を求められたときは、審査部会の決議又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

(1)　身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたとき

(2)　身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関し意見を求められたとき

(3)　更生医療を担当する医療機関の指定又は取消に関し意見を求められたとき

２　審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員の互選によって定める。

部会長は会務を掌理する。

３　審査部会長に事故あるときは、審査部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（児童処遇特別部会、児童虐待検証部会及び子ども・子育て支援部会）

第５条　審議会の児童福祉専門分科会に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第６項に規定する措置に係る諮問に答えるとともに、同法第 33 条の 15 第２項に規定する報告に対する意見を述べるため、児童処遇特別部会（以下「特別部会」という。）を、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第４条第５項に規定する重大な虐待事例に関する検証を行うため、児童虐待検証部会（以下「検証部会」という。）を、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第４項各号に掲げる事務を処理するため、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第３項、第 21 条第２項及び第 22 条第２項に規定する意見、並びに児童福祉法第 35 条第６項、第 46 条第４項（保育所に係るものに限る。）及び第 59 条第５項（認可外保育施設に係るものに限る。）に規定する意見を述べるため、子ども・子育て支援部会（以下「支援部会」という。）を設けるものとする。

２　特別部会、検証部会及び支援部会に属すべき委員及び臨時委員は、次のとおりとする。

(1)　委員　児童福祉専門分科会に属する委員のうちから児童福祉専門分科会長が指名する者、又は障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会に属する委員のうちから児童福祉専門分科会長の依頼に基づき委員長が指名する者

(2)　臨時委員　法律、医療等の専門家及び学識経験のある者のうちから知事が任命する者

３　審議会は、児童福祉法第 27 条第６項に規定する措置に関して意見を求められたときは、特別部会の意見をもって審議会の意見とする。

４　審議会は、児童福祉法第 33 条の 15 第３項に規定する意見を述べるときは、特別部会の意見をもって審議会の意見とする。

５　審議会は、子ども・子育て支援法第 77 条第４項各号に掲げる事務を処理するときは、支援部会の決議をもって審議会の決議とする。

６　審議会は、認定こども園法第 17 条第３項、第

21 条第 2 項及び第 22 条 2 項に規定する意見を述べるときは、支援部会の意見をもって審議会の意見とする。
7　審議会は、児童福祉法第 35 条第６項、第 46 条第４項（保育所に係るものに限る。）及び第 59 条第５項（認可外保育施設に係るものに限る。）に規定する意見を述べるときは、支援部会の意見をもって審議会の意見とする。
8　特別部会、検証部会及び支援部会に部会長を置き、各部会に属する委員の互選によって定める。部会長は会務を掌理する。
9　特別部会長、検証部会長及び支援部会長に事故あるときは、特別部会長、検証部会長及び支援部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第６条　専門分科会、審査部会、特別部会、検証部会及び支援部会は、分科会長又は部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。
2　専門分科会の議事その他運営に関し必要な事項は、分科会長が専門分科会に諮って定める。
3　審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が審査部会に諮って定める。
4　特別部会、検証部会及び支援部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が特別部会、検証部会及び支援部会に諮って定める。

（幹事及び書記）
第７条　審議会に幹事及び書記若干名を置き、関係行政機関の職員のうちから委員長が任命する。
2　幹事は審議会の所掌事務について、委員長及び委員を補佐する。
3　書記は委員長の指揮を受けて庶務に従事する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則
1　この要綱は、昭和 40 年２月 16 日から施行する。
2　令第１条の３第１項の規定にかかわらず、第１回の審議会の招集は、健康福祉部長が行う。

附　則
この要綱は、昭和 61 年１月 12 日から施行する。

附　則
この要綱は、昭和 62 年７月 16 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３年６月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成５年２月 17 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成９年６月 30 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 12 年８月７日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 20 年６月 13 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 21 年７月 17 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 26 年１月６日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成 26 年 11 月 17 日から施行する。ただし、第２項に掲げる規定は、当該項に定める日から施行する。
2　この要綱の第５条第１項、第６項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。
3　この要綱による改正後の第５条第１項、第６項の施行の日前においても、この要綱による改正後の第５条第１項、第６項の規定の例により意見を述べることができる。
4　この要綱の施行の際に静岡県社会福祉審議会の臨時委員で任期の定めのない者の任期は、この要綱の施行の日から起算する。

附　則
1　この改正は、静岡県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成 26 年静岡県条例第 73 号）の施行の日から施行する。
2　ただし、前項に規定する日前においても、改正後の第５条第１項及び第７項の規定の例により意見を述べることができる。

附　則
この要綱は、平成 31 年３月 12 日から施行する。

附　則
この要綱は、令和元年８月 21 日から施行する。

静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会　委員名簿

（50 音順、敬称略、◎部会長）

委員氏名	役　職
相田　芳久	一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会　顧問 （学校法人相愛学園　理事長）
秋山　辰巳	一般社団法人静岡県経営者協会　専務理事
内山　千穂	日本労働組合総連合会静岡県連合会 広報・教育局長兼男女共同参画局長
海野　展由	常葉大学健康プロデュース学部　教授
大嶽　知之	清水町教育委員会事務局こども未来課長（静岡県町村会推薦）
大村　千容子	静岡県国公立幼稚園・こども園長会　事務局次長
岡田　進	静岡県校長会（富士市立須津小学校　校長）
片瀬　紀子	静岡県地域活動連絡協議会　副会長
◎　白井　千晶	静岡大学人文社会科学部　教授
竹居　昭子	静岡県児童養護施設協議会 （児童養護施設川奈臨海学園　施設長）
土山　雅之	静岡県保育連合会　会長 （社会福祉法人護汝会 白道保育園 園長）
永倉　みゆき	静岡県立大学短期大学部　教授
安田　佳子	静岡県PTA連絡協議会　副会長
山内　一彦	藤枝市健康福祉部長（静岡県市長会推薦）
吉川　慶子	静岡県保育士会　会長 （社会福祉法人聖心会　理事長）

静岡県少子化対策協議会設置要綱

（設置）
第１　地域における少子化対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 21 条第１項の規定に基づく静岡県少子化対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２　協議会は、次の事項を所掌する。
(1)　少子化対策に係る施策の提言及び関係団体の施策の推進
(2)　静岡県行動計画の策定及び推進に関する助言
(3)　市町村行動計画の策定及び推進への支援等に関する助言
(4)　その他協議会設置の目的を達成するために必要な事項

（組織）
第３　協議会は、委員 22 名以内で構成する。
２　委員は、雇用、保育、保健、福祉、教育、生活環境等の分野から知事が委嘱する。

（任期）
第４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５　協議会に、会長及び副会長を置く。
２　会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門部会）
第６　協議会は、必要があるときは、専門部会を置くことができる。
２　専門部会に属すべき専門委員は、別に定めるところにより、知事が任命又は委嘱する。
３　専門部会に部会長を置き、専門部会に属する専門委員の互選によって定める。
４　専門部会の議事その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

（会議）
第７　協議会は、会長が招集し、主宰する。

（庶務）
第８　協議会の庶務は、健康福祉部こども未来局こども未来課において処理する。

附　則
１　この要綱は、平成 16 年７月１日から施行する。
２　しずおか子育て支援推進協議会設置要綱は、廃止する。

附　則
この改正は、平成 17 年６月 15 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 20 年６月 18 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 22 年６月 18 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 24 年７月 20 日から施行し、改正後の第８の規定は、平成 24 年５月 24 日から施行し、平成 24 年４月１日から適用する。

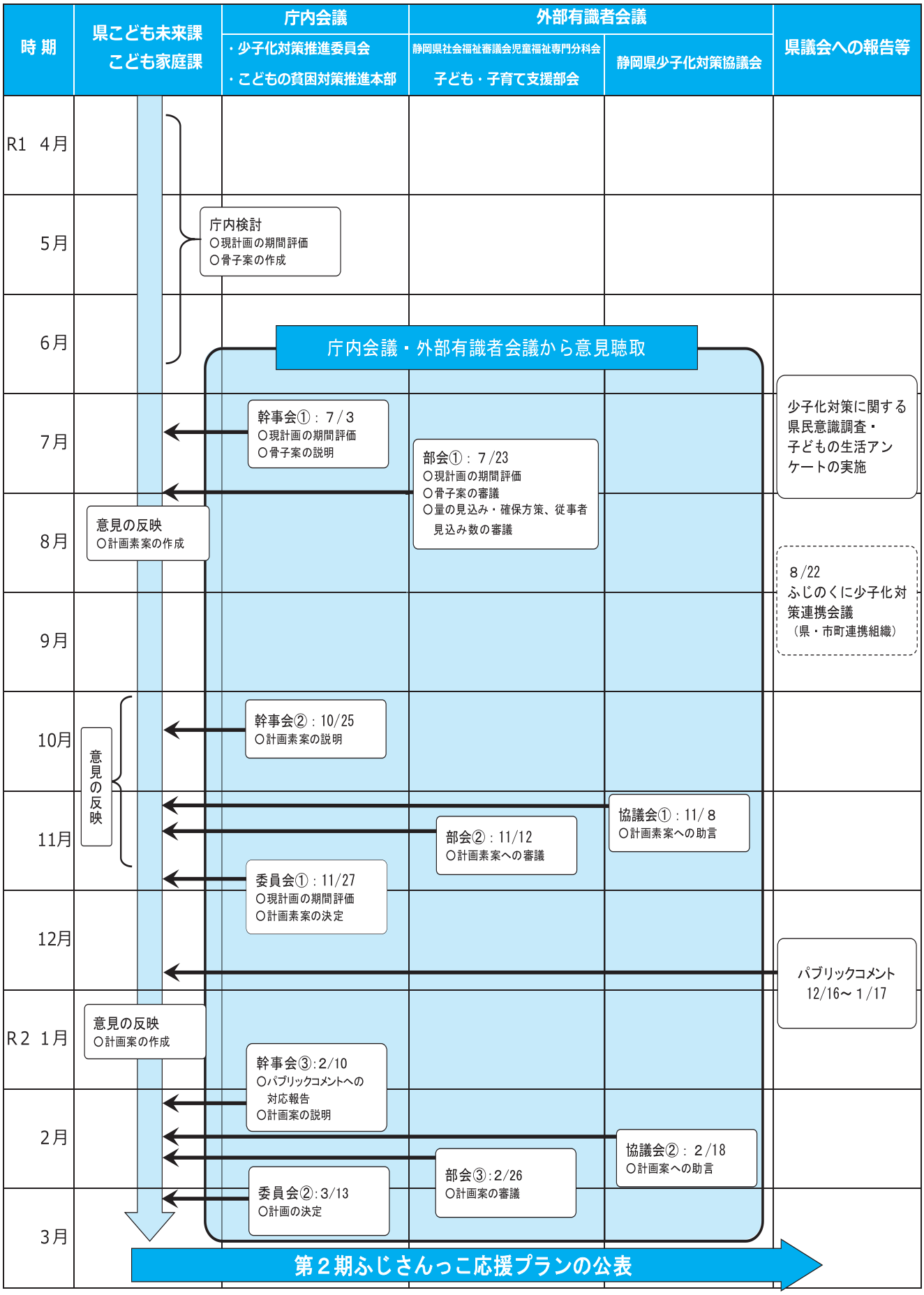
静岡県少子化対策協議会　委員名簿

（50 音順、敬称略、◎会長、○副会長）

委員氏名	役　職
秋 山　辰 巳	一般社団法人静岡県経営者協会　専務理事
種 田　賢 二	静岡県児童養護施設協議会 （社会福祉法人芙蓉会　ひまわり園　施設長）
加 陽　直 実	一般社団法人静岡県医師会　理事
川 﨑　敦 子	静岡県校長会（静岡市立安東小学校　校長）
◎　佐 藤　克 昭	佐藤経済研究所　所長
下 位　桂 子	ＮＰＯ法人静岡県男女共同参画センター交流会議　副代表理事
杉 本　真 美	お母さん業界新聞静岡版　前編集長
千 葉　一 道	一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会　理事長 （学校法人清水花園学園　理事長）
松 本　春 美	静岡労働局　雇用環境・均等室長
○　山 田　美津子	静岡福祉大学子ども学部　学部長・教授
山 田　有美子	公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会
山 梨　秀 人	日本労働組合総連合会静岡県連合会　政治局長
吉 川　慶 子	静岡県保育連合会　副会長 （静岡県保育士会　会長　／ 社会福祉法人聖心会　理事長）
渡 邉　公 人	一般社団法人静岡県子ども会連合会　副会長
渡 部　達 也	ＮＰＯ法人ゆめ・まち・ねっと　代表理事

資料 13

第２期ふじさんっこ応援プランの策定経過



用語解説

	用　語	内　　容
あ行	ICT	Information and Communication Technology の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報コミュニケーション技術のこと。
	イクボス	部下のワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ上司（経営者・管理職）のこと。
	1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、教育標準時間の認定を受けた場合で、幼稚園や認定こども園を利用する。
	一時預かり	突発的な事業や社会参加、育児疲れなど、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備等に取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。
	インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。
	延長保育	保育認定を受けた乳幼児を、通常の利用日・利用時間以外に、保育所等において、保育時間を延長して保育を実施する事業。
か行	外国語指導助手（ALT）	（ALT ： Assistant Language Teacher） 小学校・中学校・高等学校等で、日本人教師と共に外国語授業を行う指導助手。
	外国につながる子ども	外国籍の子どもに限定せず、異なる言語や文化的背景を持つ外国ルーツの子どもを全て含む。
	学習指導要領	「学習指導要領」は、文部科学省が定める教育課程の基準であり、全国どこの学校でも、学習指導要領に基づき教育課程が編成される。学習指導要領は、時代の変化や子どもたちを取り巻く状況、社会のニーズなどを踏まえ、約10年ごとに改訂され、新たな学習指導要領は2020年度以降小学校から順に実施。
	確保方策	教育・保育を提供する認定こども園や幼稚園、保育所等の施設の定員数。
	確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しないため、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園。

か行	学力向上プロジェクト	全国学力・学習状況調査の結果並びに推進地区、協力校による実践研究を通して成果や課題を検証し、学力向上の改善プランについて協議、検討を行うプロジェクト。
	家庭生活支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦等が技能習得のための通学や就職活動、病気や冠婚葬祭等のため、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に、家事、介護や子育て支援等を行う者。
	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、 子どもや学校、地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。
	高大接続改革	高等学校教育、大学教育、大学入試者選抜の三者を一体的に改革すること。
	合計特殊出生率	年次の 15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が平均して一生の間に産む子どもの数に相当。
	子ども食堂	地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格で子どもたちに食事と居場所を提供する取組。
	子どもの貧困率	国民一人ひとりの等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員数の平方根で割って得られた所得）を算出し、その中央値の半分の額（貧困線）を下回る者の割合を相対的貧困率という。子どもの貧困率は、18 歳未満の子ども全体に占める、貧困線を下回る子どもの割合。
	コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「学校運営協議会」により、学校、保護者、地域の方が学校運営に参画する仕組み。
さ行	里親	保護者の病気や経済的理由、児童虐待など様々な理由により家庭で養育できない児童を、自分の家庭に迎え入れて養育する者で、都道府県知事の認定・登録が必要。
	3号認定	満3歳未満の子どもが、家庭で必要な保育を受けることが困難であると保育認定を受けた場合で、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を利用する。
	しずおかジョブステーション	就職を希望する人を対象に、沼津、静岡、浜松で就職支援を行う機関。

さ行

しずおか人材マッチングサポートデスク	人材確保に課題を抱える企業を対象に、県内9箇所で採用活動の支援を行う機関。求職者に対しては伴走型の支援を実施。
静岡U･Iターン就職サポートセンター	静岡県へのU･Iターン就職を希望する人を対象に、東京都内と名古屋で就職支援を行う機関。
しずおか子育て優待カード	各市町が18歳未満の子どもの保護者と妊娠中の方を対象に配布。子ども同伴で協賛店舗を利用し、提示することで、各店舗･施設独自の「子育て応援サービス」を受けることができるカードのこと。
児童家庭支援センター	地域の児童福祉の相談に応じ、児童又は保護者に指導を行い、また、児童相談所及び他施設等との連携を図り、児童家庭の福祉の向上を図ることを目的とする施設。
児童相談所	児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市等が設置する児童福祉行政の中核となる機関。児童に関するあらゆる相談に応じて、必要な調査、診断、判定、指導、措置を行う機関。
児童福祉施設	保育所や児童館、児童養護施設、児童自立支援施設等、児童の健やかな育成、保護援助を要する児童やその保護者の福祉の向上を図るため、必要な援助を行う施設。
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子･父子家庭等に対して支給される手当。
児童養護施設	保護者のいない児童や虐待されている児童等の家庭での養育に欠ける児童を入所させて養護し、その自立を支援する施設。
社会的養護	保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護を行うこと。
周産期母子医療センター	妊産婦死亡や新生児の異常を防ぐため、妊娠中毒症、糖尿病などにり患している危険度の高い妊婦を、胎児心拍モニター、人工呼吸器、超音波断層診断装置などの高度な機械設備を備えた施設に収容して、分娩前から管理するとともに、新生児集中治療と直結し一貫した母子医療を施すことを目的とした施設。
重症心身障害児(者)	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方で、そのうち18歳未満の方を重症心身障害児、18歳以上の方を重症心身障害者という。
小規模保育事業所	満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6～19人以下で保育を行う施設。

さ行	食育	食事を通じて、豊かな心や社会性を養い、自らの健康管理ができるようにするなど、「食の自己管理能力」を身に付けることであり、学校給食を中心に、家庭・地域と連携を取りながら、健康教育の一環として、学校の教育活動の全体を通して幅広く行われている。
	スクールカウンセラー	心の問題の専門家として小・中・高校、特別支援学校で、児童生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサポートする専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けにより、学校と関係機関とのネットワークづくり等を行う専門家。
	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようにすることを目的とした貸付金制度。
	生産年齢人口	総務省統計局が公表している「年齢3区分別人口」の区分項目の1つ。生産活動につき得る年齢にある 15 歳から 64 歳までの人口を指していう。これに対し 15 歳未満を年少人口、65 歳以上を老年人口という。
た行	待機児童	保育の必要性が確認され、利用申込みをしたが、認定こども園や保育所等を利用できない児童。
	待機児童対策協議会	子ども・子育て支援法附則第 14 条第４項の規定に基づき、主に、待機児童解消に向けた情報の共有・調整や保育施設の整備の推進、保育人材の確保と資質の向上に関することなどを協議。
	地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置。
	地域若者ステーション	働くことについて悩みを抱えている若者が就労に向かえるよう、実績やノウハウのある各種団体に厚生労働省が認定、事業を委託し実施。
	特定教育・保育施設	市町が施設型給付費の支給に係る施設として確認を行った認定こども園、幼稚園、保育所。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
	特定子ども・子育て支援施設等	幼児教育・保育の無償化の対象となる施設・事業のうち、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をいう。
	特定地域型保育事業所	小規模保育事業所や、家庭的保育所、地域枠を設ける事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所。

た行	特別支援教育	発達障害も含め、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援教育コーディネーター	発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒を支援するため、学校内の関係者や教育、医療、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進する人。
な行	2号認定	満3歳以上の就学前の子どもが、家庭で必要な保育を受けることが困難であると保育認定を受けた場合で、保育所、認定こども園を利用する。
	認可外保育施設	確保方策とされる認可外保育施設は、児童福祉法に基づく認可を受けていない、乳幼児を保育することを目的とする施設のうち、県・市町が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている施設。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、親の就労の有無にかかわらず利用できる施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つの類型がある。
は行	ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭をいう。ひとり親家庭に寡婦を含める場合には、「ひとり親家庭等」という。
	発達障害者支援センター	発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。
	ふじさんっこ応援隊	社会全体で子どもや子育てを応援する気運の醸成等を図るため、個人、企業、NPO、行政等で結成し、それぞれが自主的に子どもや子育てを応援する活動を実施。
	ふじのくに i（アイ）マップ	ニート・ひきこもり・不登校等で悩んでいる子ども・若者やその家族の支援に関わっている県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレット。
	ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤	地域特性や施策の実施状況などの合計特殊出生率に影響を与える要因を分析し、その結果を図やグラフを使ってわかりやすくまとめた基礎分析書。
	プログラミング教育（小学校）	コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育む。2020年度から実施される新学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される教育。
	保育士キャリアアップ制度	保育士等が専門性の向上を図るための研修体系と、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みの導入を促進する制度。
	保育所	保護者が働いているなどにより保育を必要とする乳幼児を、保護者などに代わって保育する児童福祉法第 39 条に基づく施設。

は行	放課後子供教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、随時、子どもの勉強やスポーツ、文化活動等を支援する取組。
	放課後児童クラブ	小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや、日々の生活の場を提供する安全・安心な居場所。
	放課後児童支援員	放課後児童クラブに従事する者で、保育士等の資格を有し、都道府県が行う認定資格研修を修了することが必要。
	母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭等の自立のための総合的な支援事業として都道府県等が実施している事業。ひとり親家庭等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取決め等に関する専門相談等生活支援サービスを行う機関。
	母子生活支援施設	配偶者のいない女子等とその監護すべき児童を入所させて保護するとともに、その自立の促進のために生活を支援することを目的とする児童福祉施設。
	母子父子寡婦福祉資金制度	配偶者のいない女子又は配偶者のない父子であって現に児童を扶養しているもの又は寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とする貸付金制度。
や行	U・Iターン就職	Uターン就職は、現在の居住地から離れ、生まれ育った出身地に戻って就職すること。Iターン就職は、現在の居住地から離れ、生まれ育った出身地以外の場所に就職すること。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていこうとする考え方。
	幼児教育アドバイザー	幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、園の教育・保育内容や指導方法、園環境の改善等についての助言等を行う者。
ら行	量の見込み	就学前の子どものうち、認定こども園や保育所等の利用申込みを行う児童見込数。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方・生き方が選択・実現できる状態。

静岡県健康福祉部こども未来局

〒420-8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

TEL:054-221-2037　FAX:054-221-3521　E-mail:kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp

応援隊 富2(じ・さん)3つ子

ふじさんっこ子育てナビ

第2期 ふじさんっこ応援プラン